

別表十(七)

6欄、22欄、25欄及び31欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①

社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除、造林のための植林費の損金算入、特定の基金に対する負担金等の損金算入及び口蹄疫に対処するための手当金等に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

別表十(七)

平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

6欄

I 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書

社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第67条第1項」
- ②区分番号に、「00271」
- ③適用額欄に、当該別表十(七)6欄の金額(円単位)を記載してください

診療報酬に係る経費の額	4	円
(4)のうち社会保険診療報酬に係る経費の額	5	
損金算入額 (3) - (5)	6	

社会保険診療報酬に係る収入金額

法定経費率による経費の額

2,500万円以下の金額	7	円
2,500万円を超え3,000万円以下の金額	8	
3,000万円を超え4,000万円以下の金額	9	
4,000万円を超え5,000万円以下の金額	10	

22欄

農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第67条の3第1項」
- ②区分番号に、「00376」
- ③適用額欄に、当該別表十(七)22欄の金額(円単位)を記載してください

25欄

植林費の損金算入の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「平成23年旧措置法第52条第1項」
- ②区分番号に、「00186」
- ③適用額欄に、当該別表十(七)25欄の金額(同欄の金額が同表24欄の金額を超える場合には、同表24欄の金額(円単位))を記載してください

所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

特別控除額の計算	肉用牛の売却に係る収益の額	20	円
	譲渡原価の額 (19)	21	
	特別控除額 (20) - (21)	22	

造林のために支出した植林費の額	23	円
損金算入限度額 (23) × $\frac{35}{100}$	24	

植林費の損金算入に関する明細書

損金算入額	25	円
限度超過額 (25) - (24)	26	

31欄

IV 特定の基金に対する負担金

基金に係る法人名	27	
基金の名称	28	
告示番号	29	平第 号 平第 号
当期に支出した負担金等の額	30	円
同上のうち損金の額に算入した金額	31	

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第66条の11第1項」又は「平成23年旧措置法第66条の11第1項」
- ②区分番号に、「00374」
- ③適用額欄に、当該別表十(七)31欄の金額(円単位)を記載してください

V 口蹄疫に対処するための手当金等に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

原価及び損失の費用の計算	手当金等の額の計算の基礎となった家畜に係る原価の額	32	円	特別控除額の計算	手当金等の額	36	円
	手当金等の額の計算の基礎となった家畜に係る費用の額	33			原価の額、費用の額及び損失の額 (35)	37	
	手当金等の額の計算の基礎となった家畜に係る損失の額	34			特別控除額 (36) - (37)	38	
	原価の額、費用の額及び損失の額 (32) + (33) + (34)	35					